

(案)



令和3年11月10日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田和弘 殿

岡山地方最低賃金審議会
岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金専門部会

部会長 米山毅一郎

岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月2日及び7月30日岡山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡山地方最低賃金審議会
岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長 米山毅一郎 岡山大学学術研究院法務学域
教授

部会長代理 岡崎伸二 (株)山陽新聞社
執行役員論説委員会主幹

益田佐和子 岡山家庭裁判所 家事調停委員

労働者代表委員

大本敏文 三井E&S労働組合連合会岡山地方支部
書記長

久保本慎一 日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部
事務局長

野瀬仁志 新来島サノヤス造船労働組合
執行委員長

使用者代表委員

池田実加 三菱重工マリタイムシステムズ(株)
経営企画部 総務人事課長

錦織勝輝 ナカシマプロペラ(株)
人事部 人事部長

松村信 (株)新来島サノヤス造船
総務部長

別 紙

岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

岡山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業（船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業及び舟艇製造・修理業を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 980円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発効の日

法定どおり

岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会審議経過

会議等	年月日	内容
第490回 岡山地方最低賃金審議会	令和3年 7月2日	1 改正決定の必要性の有無について諮問
第491回 岡山地方最低賃金審議会	令和3年 7月30日	1 改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問 2 専門部会の設置を決定
専門部会委員の推薦公示	令和3年 7月30日	締切 令和3年8月20日
専門部会委員の任命	令和3年 9月1日	
第1回 専門部会	令和3年 9月8日	1 部会長及び同代理の選任 2 今年度の審議の進め方 3 改正決定の必要性の有無について
第2回 専門部会	令和3年 9月28日	1 改正決定の必要性の有無について審議（結審）
改正決定に関する意見聴取の公示	令和3年 9月28日	締切 令和3年10月19日
第3回 専門部会	令和3年 10月22日	1 最低賃金額の審議
第4回 専門部会	令和3年 10月26日	1 最低賃金額の審議
第5回 専門部会	令和3年 11月10日	1 最低賃金額の審議（結審）